

事 務 連 絡

令和5年7月28日

公益社団法人日本バス協会理事長 殿

自動車局旅客課

バス事業活性化調整官

令和4年度以降の実績年度を使用する一般乗合旅客自動車運送事業の
運賃の上限認可に関する取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部旅客第一課長（旅客課長）及び
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長あて通知したので、貴協会においても了知されるとと
もに、傘下会員に対し周知されたい。

事 務 連 絡

令和5年7月28日

各地方運輸局自動車交通部旅客第一課長（旅客課長） 殿

沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

自動車局旅客課

バス事業活性化調整官

令和4年度以降の実績年度を使用する一般乗合旅客自動車運送事業の
運賃の上限認可に関する取扱いについて

令和3年度の輸送実績を実績年度とする運賃改定の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の上限認可に関する取扱いについて」（令和4年7月29日付事務連絡）により通知したところであるが、令和4年度以降、新型コロナによる行動制限が行われていないことや、令和5年5月8日に新型コロナの感染法上の位置づけが「2類」から「5類」移行したことなどの社会情勢の変化を踏まえ、令和4年度以降の実績年度を使用する運賃改定については、下記のとおり取り扱うこととするので、事務処理にあたり遺漏のないように取り計らわれたい。

また、本件については、公益社団法人日本バス協会理事長あて別添のとおり通知したので申し添える。

なお、令和4年7月29日付上記事務連絡は廃止する。

記

1. 輸送需要及び輸送力の算定

「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針（平成13年12月5日国自旅第116号）」（以下「処理方針という。」）（別紙2）第5.により算定することとするが、過去3年間の実績にコロナの影響を受けている令和3年度以前の実績が含まれる場合は、新型コロナの影響を受ける以前の過去実績の推移、申請年度における直近までの月別実績の輸送傾向等を勘案して算定すること。

2. 経過措置

令和4年7月29日付上記事務連絡による令和3年度実績を使用した申請については、令和5年12月末まで受け付けるものとする。

以上